

平成30年度
福島町議会定例会
1月会議議案
(追加)

福島町

議案第47号

北海道市町村総合事務組合同規約の制定並びに廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を定め、北海道市町村総合事務組合同規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）を廃止する。

平成31年1月25日提出

福島町長 鳴海 清春

北海道市町村総合事務組合格約

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、北海道市町村総合事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、別表第1に掲げる市町村・一部事務組合及び広域連合（以下「組合構成団体」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、別表第2の右欄に掲げる組合構成団体の同表左欄の事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、札幌市中央区北4条西6丁目2番地、北海道自治会館内に置く。

第2章 組合の議会

(組合の議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は15人とし、次の各号に定める者をもってあてる。

(1) 組合構成団体である関係市の長 1人

(2) 組合構成団体である町村の長 14人

(組合議員の選挙)

第6条 関係市の長の組合議員については、組合構成団体である関係市の長においてこれを互選する。町村の長の組合議員については、各地区町村会長の職にある者をもってあてる。

2 関係市の長の組合議員に欠員を生じたときは、速やかに補欠選挙を行う。第7条第2項の規定により町村の長の組合議員が組合管理者となり、組合議員に欠員を生じた場合は、前項の地区町村会副会長の職にある者をもってあてる。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、2年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 組合議員である組合構成団体の長が、当該構成団体の長の職を失ったとき、若しくは当該地区町村会長又は副会長の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず組合議員の職を失う。

第9条第2項の規定により組合管理者に選任されたときも、また同様とする。

(報酬)

第8条 組合議員には、報酬は支給しない。

第3章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者)

第9条 組合に管理者及び副管理者各1人を置く。

2 管理者は、北海道町村会長の職にある者をもってあて、副管理者は、管理者が組合の議会

の同意を得て選任する。

- 3 管理者及び副管理者の任期は、2年とする。
- 4 管理者は、組合を統轄代表し、組合の事務を管理執行する。
- 5 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 管理者及び副管理者がともに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ管理者の指定した者がその職務を代理する。
- 7 管理者には、給料を支給しない。

(会計管理者)

第9条の2 組合に会計管理者を1人置く。

- 2 会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから管理者が任命する。

(事務局)

第10条 組合に事務局を設け、事務局長及び職員を置く。

- 2 前項の職員は、管理者がこれを任免する。
- 3 第1項の職員の定数は、条例でこれを定める。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。
- 4 監査委員は、非常勤とする。
- 5 組合議員のうちから選任される監査委員には、報酬を支給しない。

第4章 組合の経費の支弁の方法

(経費の支弁の方法)

第12条 組合の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 組合構成団体の負担金
- (2) 組合の財産から生ずる収入
- (3) その他の収入

(組合構成団体の負担金)

第13条 組合構成団体は、第3条に規定する業務に要する経費に充てるため、条例で定めるところにより負担金を納付しなければならない。

第5章 雑則

(事務の受託)

第14条 組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用す

る同法第252条の14第1項の規定による事務の委託の申出がなされたときは、これを受託することができる。

(管理者への委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、この規約の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成31年市町村第 号指令)

- 1 この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行する。
- 2 北海道市町村総合事務組合同約(平成7年3月7日市町村第1973号指令)は、廃止する。

別表第1 (第2条関係) 組合を組織する地方公共団体

管内	市町村・一部事務組合及び広域連合
石狩振興局(12)	江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、当別町、新篠津村、石狩北部地区消防事務組合、北海道市町村備荒資金組合、石狩教育研修センター組合、札幌広域圏組合、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合
渡島総合振興局(16)	北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、山越郡衛生処理組合、南渡島消防事務組合、渡島西部広域事務組合、南渡島衛生施設組合、渡島廃棄物処理広域連合、渡島・檜山地方税滞納整理機構
檜山振興局(11)	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、今金町、南部桧山衛生処理組合、檜山広域行政組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合
後志総合振興局(29)	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南部後志衛生施設組合、北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合、岩内・寿都地方消防組合、岩内地方衛生組合、南部後志環境衛生組合、後志教育研修センター組合、後志広域連合
空知総合振興局(33)	歌志内市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、北空知衛生施設組合、南空知消防組合、月新水道企業団、西空知広域水道企業団、北空知広域水道企業団、長幌上水道企業団、奈井江、浦臼町学校給食組合、南空知公衆衛生組合、桂沢水道企業団、岩見沢地区消防事務組合、北空知衛生センター組合、北空知葬斎組合、南空知葬斎組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、滝川地区広域消防事務組合、空知中部広域連合、北空知圏学校給食組合

上川総合振興局（30）	幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪清掃組合、愛別町外3町塵芥処理組合、上川北部消防事務組合、名寄地区衛生施設事務組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合、上川広域滞納整理機構
留萌振興局（11）	増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、留萌消防組合、北留萌消防組合、羽幌町外2町村衛生施設組合、留萌南部衛生組合
宗谷総合振興局（17）	幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、利尻郡学校給食組合、利尻郡清掃施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合、稚内地区消防事務組合、南宗谷衛生施設組合、利尻島国民健康保険病院組合、西天北五町衛生施設組合
オホーツク総合振興局（24）	大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、斜里郡3町終末処理事業組合、西紋別地区環境衛生施設組合、北見地区消防組合、網走地区消防組合、広域紋別病院企業団
胆振総合振興局（12）	登別市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合、胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合
日高振興局（16）	日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、日高西部消防組合、日高中部消防組合、日高東部消防組合、平取町外2町衛生施設組合、日高東部衛生組合、日高中部衛生施設組合、日高地区交通災害共済組合、日高中部広域連合、日高管内地方税滞納整理機構
十勝総合振興局（24）	音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、北十勝2町環境衛生処理組合、池北三町行政事務組合、南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝中部広域水道企業団、とかち広域消防事務組合
釧路総合振興局（12）	釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、川上郡衛生処理組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路白糠工業用水道企業団、釧路・根室広域地方税滞納整理機構
根室振興局（9）	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外2町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合

別表第2（第3条関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
1 消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務	江別市、根室市、千歳市、歌志内市、登別市、恵庭市、北広島市、森町、八雲町、長万部町、鷹栖町、上川町、増毛町、白老町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、清水町、芽室町、新得町、広尾町、大樹町、更別村、中札内村、足寄町、本別町、陸別町、幕別町、豊頃町、池田町、浦幌町、白糠町、石狩北部地区消防事務組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、檜山広域行政
2 消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3第1項の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償に関する事務	組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合、岩内・寿都地方消防組合、南空知消防組合、岩見沢地区消防事務組合、砂川地区広域消防組合、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、南宗谷消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、遠軽地区広域組合、網走地区消防組合、北見地区消防組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、紋別地区消防組合、胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合、日高東部消防組合、日高西部消防組合、日高中部消防組合、釧路東部消防組合、釧路北部消防事務組合、根室北部消防事務組合
3 水防法（昭和24年法律第193号）第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償に関する事務	
4 水防法第45条の規定による水防に従事した者に係る損害補償に関する事務	
5 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による応急措置業務に従事した者に係る損害補償に関する事務	
6 消防組織法第25条の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金支給に関する事務	
7 非常勤消防団員に係る賞じゅつ金授与に係る事務	
8 水防法（昭和24年法律第193号）第6条の2第1項	長沼町、新十津川町

<p>の規定による非常勤の水防団 長又は水防団員に係る損害補 償に関する事務</p>	
<p>9 地方公務員災害補償法（昭 和42年法律第121号）第 69条の規定に基づく非常 勤の職員の公務上の災害又 は通勤による災害に対する 補償に関する事務</p>	<p>当別町、新篠津村、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿 部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻 町、せたな町、今金町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩 村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内 村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川 町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父 別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布 町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野 町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛 町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、 浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、大空 町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間 町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、豊浦町、洞爺湖 町、壮瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、 新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追 町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、 池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中 町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼 町、石狩北部地区消防事務組合、北海道市町村備荒資金組合、石狩教育研修セ ンター組合、札幌広域圏組合、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処 理組合、山越郡衛生処理組合、南渡島消防事務組合、渡島西部広域事務組合、 南渡島衛生施設組合、渡島廃棄物処理広域連合、渡島・檜山地方税滞納整理機 構、南部桧山衛生処理組合、檜山広域行政組合、江差町・上ノ国町学校給食組 合、北部桧山衛生センター組合、南部後志衛生施設組合、北後志衛生施設組 合、羊蹄山麓環境衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合、岩内・寿 都地方消防組合、岩内地方衛生組合、南部後志環境衛生組合、後志教育研修セ ンター組合、後志広域連合、北空知衛生施設組合、南空知消防組合、月新水道 企業団、西空知広域水道企業団、北空知広域水道企業団、長幌上水道企業団、 奈井江、浦臼町学校給食組合、南空知公衆衛生組合、桂沢水道企業団、岩見沢 地区消防事務組合、北空知衛生センター組合、北空知葬斎組合、南空知葬斎組 合、深川地区消防組合、空知中部広域連合、北空知圏学校給食組合、士別地方 消防事務組合、大雪消防組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪清掃組合、 愛別町外3町塵芥処理組合、上川北部消防事務組合、名寄地区衛生施設事務組</p>

	<p>合、大雪地区広域連合、富良野広域連合、上川広域滞納整理機構、留萌消防組合、北留萌消防組合、西天北五町衛生施設組合、羽幌町外2町村衛生施設組合、留萌南部衛生組合、利尻郡学校給食組合、利尻郡清掃施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合、稚内地区消防事務組合、南宗谷衛生施設組合、利尻島国民健康保険病院組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、斜里郡3町終末処理事業組合、西紋別地区環境衛生施設組合、北見地区消防組合、広域紋別病院企業団、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合、胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合、日高西部消防組合、日高中部消防組合、日高東部消防組合、平取町外2町衛生施設組合、日高東部衛生組合、日高中部衛生施設組合、日高地区交通災害共済組合、日高中部広域連合、日高管内地方税滞納整理機構、北十勝2町環境衛生処理組合、池北三町行政事務組合、南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝中部広域水道企業団、とちろ広域消防事務組合、川上郡衛生処理組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路白糠工業用水道企業団、釧路・根室広域地方税滞納整理機構、根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外2町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合</p>
<p>10 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第4条第1項の規定に基づく非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務</p>	<p>当別町、新篠津村、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町</p>

議案第48号

平成30年度福島町一般会計補正予算（第8号）

平成30年度福島町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,373,544千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年1月25日提出

福島町長 鳴海 清春

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 繰 入 金		493,889	50	493,939
	2 基 金 繰 入 金	483,583	50	483,633
歳 入 合 計		4,373,494	50	4,373,544

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		55,647	50	55,697
	1 議 会 費	55,647	50	55,697
歳 出 合 計		4,373,494	50	4,373,544

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 繰入金	493,889	50	493,939
歳入合計	4,373,494	50	4,373,544

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 議会費	55,647	50	55,697				50
歳出合計	4,373,494	50	4,373,544				50

歳

入

2 歳入

16款 繰入金

2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	246,565	50	246,615	1 財政調整基金繰入金	50	財政調整基金繰入金 50
計	483,583	50	483,633			

歳

出

3 歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説	明
				特 国 道 支 出 金	地 方 債	財 源 そ の 他	一 般 財 源	区 分	金 額		
1 議会費	55,647	50	55,697				50	10 交際費	50	議会運営費 10 交際費	50
計	55,647	50	55,697	0	0	0	50				50